

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【財政・変革局税務部
収税企画課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉
局障害福祉部障害者支援課】 3

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日
【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】 4
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙人名
簿の縦覧【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】 5
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【小倉北区役
所まちづくり整備課】 6

◇ 市 議 会

- 北九州市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正す
る規程【市議会事務局総務課】 8

北九州市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、市税（県民税及び森林環境税を含む。）の収納事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月2日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和8年3月26日	令和8年3月26日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第 1 3 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
エンデバー調剤薬局	北九州市八幡西区光明一丁目 8 番 5 号	令和 8 年 4 月 1 日
株式会社大賀薬局萩原 2 号店	北九州市八幡西区萩原一丁目 8 番 1 5 号	令和 8 年 4 月 1 日
コスモス調剤薬局千代ヶ崎店	北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目 6 番 2 0 号	令和 8 年 4 月 1 日
サンアイ調剤薬局上津役店	北九州市八幡西区上上津役二丁目 1 3 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日

北九州市公告第 237 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条により、北九州
広域都市計画事業且過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり公
告する。

令和 8 年 4 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

選挙期日 令和 8 年 7 月 10 日

北九州市公告第 238 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和 8 年 5 月 13 日から同月 26 日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町 1 番 35 号

北九州市都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室

北九州市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、延命寺臨海公園駐車施設使用に係る使用料の収納（徴収及び支出）について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 22 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、三萩野公園駐車施設使用に係る使用料の収納（徴収及び支出）について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目 1 番 2 号	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市議会規程第1号

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月2日

北九州市議会議長 中村 義雄

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年北九州市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月2日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、同年6月14日から施行する。